## 第2節 水防管理団体の水防組織

水防管理団体の水防組織は、富山県の水防組織に準じて、水防管理団体の水防計画において定める ものとする。また、区域の水防を十分に果たすため、水防団等を組織するものとする。(水防管理団体 及びその水防区域等は、**附表-1**のとおりである。)

なお、指定水防管理団体の水防団員の基準は、指定水防管理団体の水防団員の定員の基準に関する 条例(昭和24年富山県条例第42号)により、概ね次の標準による。ただし、水防管理者が水防実施に 支障ないと認める場合は、その標準以下に減ずることを妨げない。

- ・水防上特に重要と認められる箇所については、その延長10メートルにつき1人
- ・その他の箇所については、その延長50メートルにつき1人

### 第3節 大規模氾濫減災協議会

都道府県知事が組織する大規模氾濫減災協議会及び国土交通大臣が組織する大規模氾濫減災協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」については、水防計画へ反映するなどして取組を推進するものとする。

# 第3章 重要水防箇所

#### 第1節 重要水防箇所

富山県内の水防箇所のうちで、洪水等が公益上に及ぼす影響の特に大なる箇所を、重要水防箇所に 指定する。その箇所は、**附表-2**のとおりとする。

## 第4章 水防施設

### 第1節 水防設備・資機材の整備

富山県は、水防管理団体の備蓄資器材が不足するような緊急の場合に際し、応急支援するための資 器材を備蓄するものとする。

水防管理者は、累年の洪水により危険にさらされる河川に水防倉庫を設置し、水防に必要な資器材を常に整備するものとする。また、資材の確保のため、重要水防箇所近在の竹、立木、木材等を調査するとともに、各農業従事者、農業関係倉庫等の手持量を調査し、資材業者を登録し、並びに緊急時に調達しうる数量を確認して、その補給に備えるものとする。また、備蓄器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充するものとする。

水防管理者は、水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、 国土交通省の応急復旧用資器材又は富山県の備蓄資器材を国土交通省関係事務所長又は土木センター (事務所)所長の承認を受けて使用することができる。国土交通省関係事務所長及び土木センター(事 務所)所長は、予備鍵の貸与等についてあらかじめ水防管理者と協議して、緊急時に迅速な対応がで きるよう努めるものとする。

なお、毎年次表に掲げる日を水防倉庫の調査日と定め、資器材の点検を実施し、その状況を所管の 土木センター・土木事務所を経由して、水防本部に報告しなければならない。

		調	査 日	調査事項	備考
梅	雨	期	5月10日まで	資器材等の点検	<b>】</b> 記録作成
			5月20日まで	補充後の検査	
台	風	期	8月10日まで	資器材等の点検	
			8月20日まで	補充後の検査	

なお、現在整備されている水防倉庫、富山県防災行政無線は、**附表-3**のとおりであり、富山県及び指定水防管理団体において備蓄している主要水防資材の種類及び数量は、それぞれ**附表-3の1・3の2**のとおりである。

また、国土交通省の備蓄している主要水防資材及び特殊資材の種類及び数量は、それぞれ**附表-3 の3・3の4** のとおりである。

### 第2節 輸送の確保

#### 1 輸送計画の樹立

非常の際、水防資器材、作業員等の輸送を確保するため、各土木センター(事務所)所長は、管内の水防管理団体との輸送経路及び水防管理団体相互間の輸送計画をあらゆる事態を考慮して樹立するものとする。

また、水防管理者は、管内の重要水防箇所においてあらゆる状況を推定して、次のような輸送経路図を作成して所管の土木センター(事務所)所長に提出するとともに、近距離輸送のため、トラックその他輸送車の配備を計画するものとする。

- ・付近略図に道路幅員その他通路の分かる輸送網図
- ・万一に備えた多角的輸送路の選定図

#### 2 輸送機関の協力

西日本旅客鉄道株式会社、あいの風とやま鉄道株式会社及び富山地方鉄道株式会社並びにその他 の輸送機関は、水防資器材等の輸送計画に対して協力するものとする。

## 第5章 通信連絡

#### 第1節 水防通信連絡系統

水防の通信連絡は、電話、富山県防災行政無線(電話番号及び富山県防災行政無線のかけ方は、参 考-13参照)を優先使用することを原則とし、非常の場合はテレビ、ラジオ等によって、迅速かつ正 確に次の連絡系統により実施するものとする。

なお、通信連絡の万全を期するために、水防通信の発着点、資器材等の備蓄場及び水防作業現場等には、必ず自動車等による伝令等を常に配置するものとする。

- (1) 水防情報の通信連絡 連絡系統は、**附図-1・1の1**のとおりとする。
- (2) 気象情報等(水防上必要な警報・注意報等をいう。以下同じ。)の通知連絡 通知系統は、**附図-2・2の1**のとおりとする。 また、地震・津波情報は、**附図-2の2**のとおりとする。